

## 主 文

本件再審査請求を棄却する。

## 事実及び理由

### 第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

### 第2 事案の概要

- 1 請求人の亡父（以下「被災者」という。）は、昭和〇年頃から平成〇年頃までトンネル工事等を転々とし、掘削作業に従事していた。
- 2 被災者は、平成〇年〇月〇日付けで、当時の労働基準局長（現：労働局長）からじん肺管理区分「管理3イ、PR2、合併症続発性気管支炎、療養要」の決定を受け、A病院において療養を続けていたが、平成〇年〇月〇日、入院先の同病院において死亡した。死亡診断書には、直接死因「急性呼吸不全」、直接死因の原因「じん肺」、直接には死因に関係しないが直接死因の傷病経過に影響を及ぼした傷病名等「脳梗塞」、死因の種類「病死及び自然死」と記載されている。
- 3 本件は、請求人が、遺族補償給付及び葬祭料を請求したところ、監督署長はこれらを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、請求人が本件処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として再審査請求に及んだ。

### 第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人  
(略)
- 2 原処分庁

(略)

#### 第4 争 点

被災者の死亡が業務上の事由によるものであると認められるか。

#### 第5 審査資料

(略)

#### 第6 理 由

##### 1 当審査会の事実認定

(略)

##### 2 当審査会の判断

- (1) 請求人は、被災者の死因である呼吸不全は業務上疾病であるじん肺及びその合併症の進行が原因であって、被災者の死亡は業務上の事由によるものであると主張しているので、以下検討する。
- (2) 被災者の治療に当たったB医師は、被災者の死因とじん肺の関係等について、平成〇年〇月〇日付け意見書（以下「B医師意見書」という。）において、「じん肺及び続発性気管支炎の存在が、被災者の死亡原因である急性呼吸不全に与えた影響は大きく、因果関係がある。」旨述べ、さらに、被災者がり患していた脳梗塞については、「被災者は平成〇年〇月〇日に発症し、翌〇日に当院に入院後、後頸部痛、左片麻痺及び呂律不良が認められたが、薬物療法及び理学療法により加療しており、死亡との関連性は少ない。」とも述べている。
- (3) これに対して、C医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、「平成〇年〇月〇日撮影の胸部X線画像等の医学的資料及びB医師意見書から、脳梗塞発症前に被災者に著しい呼吸障害は認められず、脳梗塞発症後も同月〇日（死亡の前日）までは全身管理により、呼吸状態は比較的安定していた。被災者は、約〇時間という短時間の内に呼吸不全に陥り死亡していることから、当該急性呼吸不全は、私病である脳梗塞の合併症である誤嚥等によるものであると結論する。」と述べている。
- (4) また、D医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、「平成〇年〇月〇日以降の胸部X線画像の継時的な画像所見からは死亡に至る平成〇年〇月〇日の直前まで、じん肺所見に変化は認められない。右上肺野の小粒状影の集簇も大陰影を形成するには至らず、PR2（2／1）と判定される。B医師作成の労働者災害補償保険診断書（以下「じん肺用診断書」という。）による

肺機能検査結果の経過をみても、%肺活量、%1秒率の検査項目の結果は同年齢の健常者に比べてほぼ正常範囲に保たれており、動脈血ガス分析の検査結果も正常範囲であった。以上のことから、被災者のじん肺所見は、管理区分3イであり、平成〇年のじん肺管理区分決定時と比べて特段の進行は認められない。」として、被災者のじん肺及びその合併症については、継時的にみて、安定した状態にあって、特段の進行は認められないと述べている。

さらに、D医師は、要旨、「平成〇年〇月〇日の胸部X線画像では、じん肺所見に変化は無いが、気管支から細気管支に至る陰影が増強し、急性気道感染症の存在が推定されるどころ、同月〇日の胸部CT画像から右側優位に少量の胸水を認めた。同年〇月〇日の胸部X線画像では、右下肺野に浸潤影を認め、肺炎を所見するところ、同月〇日の胸部CT画像から中下肺野背側に粒状網状影が背側胸膜に沿って存在し、また、両側に中等量の胸水貯留も認め、更に両側肺底部には浸潤影が広がっており、誤嚥性肺炎の像と考えられる。被災者の直接死因とされている急性呼吸不全の原因としては、第一に誤嚥性肺炎が挙げられる。誤嚥性肺炎の原因は、被災者が発症していた脳梗塞にある。」として、被災者の死亡は、私病である脳梗塞から誤嚥性肺炎を発症し、これにより、急性呼吸不全を起こしたことにあるとも述べて、じん肺及びその合併症と直接死因である急性呼吸不全との間の相当因果関係を否定している。

(5) 以上のとおり、B医師は、被災者の直接死因である急性呼吸不全について、じん肺及びその合併症との因果関係を認め、C医師及びD医師は、これを認めないとしている。

当審査会において、各医学的意見及び医学的資料について精査したが、じん肺用診断書をも、じん肺及びその合併症の進行を示す記録は認められないところ、胸部X線像及び肺機能検査等の所見並びに推移からは、被災者のじん肺及びその合併症はおおむね安定して推移していたとするC医師及びD医師の意見は妥当であると判断する。さらに、被災者の過去の胸部X線及び胸部CT画像並びにこの間の診療録を通覧し、緻密な分析の上に判断された「被災者のじん肺及びその合併症は進行しておらず、直接死因である急性呼吸不全に関与した可能性はない。急性呼吸不全は、誤嚥性肺炎が原因であった可能性が高い。」とのD医師の意見は、被災者の死亡に至る経緯に鑑みると、最も説得的かつ合理的な論拠に基づいていると判断できる。

したがって、当審査会としても、被災者のじん肺及びその合併症は、比較的安定した状態で推移しており、短時間で急性に増悪したとは認められず、被災者の直接死因である急性呼吸不全は、誤嚥性肺炎が原因であった可能性が高いものと判断する。

以上のことから、当審査会は、被災者の死亡とじん肺及びその合併症との間には相当因果関係はないと判断する。

(6) そのほか、請求人の主張及び一件記録を子細に検討したが、上記判断を左右するに足るものは見いだせなかった。

### 3 結 論

以上のとおりであるので、本件処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求は棄却する。

よって、主文のとおり裁決する。